

# 教 育 本 部 関 係

## 目 次

秋田県スキー連盟スキー学校認定規程 -----	1
秋田県スキー連盟認定スキー学校等設置基準及び実施用量 -----	1 — 2
秋田県スキー連盟認定スキー学校等申請要領 -----	2 — 3
秋田県スキー連盟教育本部 S A J 専門員等の推薦及び秋田県技術員選出要領 -----	3
強化指定選手合宿等補助基準 -----	4
秋田県認定スキー・スノーボード指導員規程 -----	4 — 5

# 秋田県スキー連盟スキー学校認定規程

昭和 52 年 10 月 28 日 制 定  
平成 29 年 5 月 28 日 改 定

第1条 この規程は秋田県スキー連盟規約第3条の定めによる事業遂行の一手段としての普及指導活動を行うスキー学校、スキー教室等の認定に関し必要な事項を定める。

第2条 認定スキー学校等とは、S A J 公認資格者を教師として、有料でレッスンするスキー学校、スキー教室、スキー講習会をいい、以下「認定スキー学校等」という。

2. 認定スキー学校等は、本連盟の定める認定スキー学校設置基準及び実施要領、申請要領に基づく審査を受け、認定されなければならない。

3. S A J ナショナルデモ、S A J デモ又は本連盟認定デモ等が講師として、講習会を開催する場合は、所定の手続きを経て「特別講習会」を開設できる。

4. 認定スキー学校等が実施する事業は、本連盟又は加盟団体が直轄で実施する事業を除くものとする。

5. 認定を受けたスキー学校等には、本連盟会長から認定書を交付する。

6. 第1項の公認資格者とは、S A J のスキー指導員・準指導員・スノーボード指導員・準指導員、クロスカントリースキー指導員・準指導員、競技技術指導員及びこれらに準ずる指導者をいう。

第3条 認定スキー学校等は、本連盟の方針に基づくアルペン一般スキー、スノーボード、クロスカントリー、テレマーク等並びに前記各競技のレーシングの基礎技術を含め指導分野を広げ、普及発展をさせる目的で運営しなければならない。

第4条 本連盟は、認定スキー学校等の適正な運営に必要な通達を行う。

第5条 認定スキー学校等は本連盟の方針に相違し、規約・規程等に著しく違反したとき又は、地域社会等とのトラブルに起因した場合は、理事会の議を経て、認定を取り消すことができる。

第6条 認定スキー学校等設置基準及び実施要領並びに認定申請要領は別にこれを定める。

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

## 秋田県スキー連盟認定スキー学校等設置基準及び実施要領

昭和 52 年 10 月 28 日 制 定  
平成 29 年 5 月 28 日 改 定  
令和 4 年 10 月 29 日 改 定

1. この要領は、認定スキー学校等設置規程第6条に基づき、本設置基準及び要領を定める。

2. 認定するスキー学校の設置基準及び要領は次の各号に掲げるとおり。

(1) 設置の数

同一スキー場内における認定は、原則として1校のみとする。

(2) 校舎

吹雪などの天候激変の際、全生徒を収容することができる広さを有すること。ただし、他の建造物を利用してもよい。

(3) 校則

スキー学校規則を備えること。

(4) 校長

校長は、当該スキー学校等の運営責任者であり S A J 指導員でなければならない。

(5) 教師

①教師は、S A J 公認指導員・準指導員及び秋田県認定スキー指導員であること。

②主任教師は、S A J 指導員であること。

(6) 教師の研修

教師は、S A J 指導者研修会に参加しなければならない。

(7) 指導料金

指導料金は、各学校毎に定め明示すること。

(8) クラスの人員

1人の教師の指導する受講生数は、12人以内を原則とする。

(9) 指導時間

午前、午後各2時間を原則とする。

(10) スキーバッジテストの開催

認定スキー学校等は、スキーバッジテスト規程に基づき、本連盟の承認を得て、プライズテスト・級別テスト及びジュニアテストを行うことができる。

(11) 保険

認定スキー学校等の責任において、賠償責任保険・受講生傷害保険及び受講生賠償保険への加入をすること。

(12) 傷害対策

受講生の指導にあたっては、安全を第一とし、万一の際の応急処置医師の手当、家庭への連絡等万全の策を講じておくこと。

(13) 個人情報

個人情報保護に関する法令やその他規範の遵守に努めること。

(14) 実施報告

認定スキー学校等は、開校または開催1ヶ月前までに実施報告書を本連盟会長に提出しなければならない。

3. この設置基準及び要領の改廃は、理事会の議決による。

## 秋田県スキー連盟認定スキー学校等申請要領

昭和 52 年 10 月 28 日 制 定  
平成 29 年 5 月 28 日 改 定  
令和 4 年 10 月 29 日 改 定

1. この要領は、認定スキー学校設置規程第6条に基づき、スキー学校等の申請に関し必要な事項を定める。
2. 認定の申請

認定を受けようとするスキー学校等は、所定の書式に従い、開校または開催1ヶ月前までに本

連盟に申請しなければならない。

### 3. 認定の手続き

認定を受けたスキー学校等は、下記に定める認定料を本連盟に納入しなければならない。

認定スキー学校 7,000円

認定スキー教室 7,000円

認定スキー講習会 7,000円

認定スキー特別講習会 無料

### 4. スキー場等の都合により開校できない場合は、休校届又は廃校届を本連盟に提出しなければならない。

### 5. この要領の改廃は、理事会の議決による。

## 秋田県スキー連盟教育本部 S A J 専門員等の推薦及び秋田県技術員選出要領

平成 15 年 12 月 7 日 制 定

平成 28 年 5 月 21 日 改 正

第1条 この要領は、S A J 専門員・S A J スキー技術員・パトロール技術員・スノーボード技術員の S A J への推薦及び秋田県スキー専門員（以下「専門委員」という。）、秋田県スキー連盟技術員（以下「技術員」という。）の選出に関する必要な事項を定める。

第2条 S A J 専門員の推薦は、S A J 選出要領に基づき、教育本部理事会にて推薦する。

第3条 S A J スキー技術員の推薦は、S A J 推薦要領のほか、次に掲げる選出基準に該当する者で、教育本部理事会にて推薦する。

(1) S A J ナショナルデモンストレーター・S A J デモンストレーター及び秋田県デモンストレーター経験者。

(2) 人格にすぐれ、S A J 技術員としてふさわしい人物。

2 S A J 技術員に選出される者については、推薦時において、満 30 歳以上・満 50 歳未満でなければならない。

3 前項のほか、教育本部理事会において特に必要と認められる者。

第4条 パトロール技術員の推薦は、S A J 選出要領に基づき、教育本部理事会にて推薦する。

第5条 スノーボード技術員の推薦は、S A J 選出要領に基づき、スノーボード指導員の資格を有する者の中から教育本部理事会にて推薦する。

第6条 秋田県専門員の選出は、S A J ブロック技術員、S A J スキー技術員、S A J スノーボード技術員及び S A J パトロール技術員の経験者で、教育本部理事会にて選出する。

第7条 秋田県技術員の選出は、C 級公認検定員以上の資格を有する者で、次に掲げる選出基準により教育本部理事会にて選出する。

(1) 秋田県デモンストレーター経験者。

(2) 人格にすぐれ、技術員としてふさわしい人物。

(3) 教育本部員（S A J スキー技術員・スノーボード技術員・パトロール技術員以外）。

2 初めて選出される者については、推薦時において、満 25 歳以上でなければならない。

3 前項のほか、教育本部理事会において特に必要と認められる者。

第8条 この要領の改廃は、教育本部理事会の決議による。

## 強化指定選手合宿等補助基準

宿泊費の補助基準について

- A 指定 全額補助       B 指定 半額補助  
 C 指定 30%補助       D 指定 全額自己負担

合宿等の参加費について

- A 指定 無料       B・C 指定 1,000 円  
(全日本技選成績 90 位以内含む)

- D 指定 2,000 円       指定選手以外 3,000 円

なお、補助については当該年度の強化小委員会の予算により変更があるものとする。

全日本スキー技術選手権について

- ・秋田県代表選手となった時点でD指定選手についてはC指定選手にランク up するものとする。
- ・秋田県スキー連盟の強化費の増減により、全選手から負担金を徴収する場合があるものとする。
- ・派遣選手は秋田県スキー連盟の代表選手であることを自覚し、代表チームの活動に対し最大限協力しなければならない。

## 秋田県認定スキー・スノーボード指導員規程

(趣旨)

第1条 秋田県スキー連盟規約第4条第5条に基づき、本連盟に登録する、認定スキー指導員及び認定スノーボード指導員（以下「認定指導員」という）について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 認定指導員は、秋田県スキー連盟で認める資格とし、公認スキー学校及び認定スキー学校で導入技術、基本技術の指導を行う。また、所属団体等が主催する行事の指導者として活動できる。

(検定会)

第3条 認定指導員検定会は（以下「検定会」という）は、本連盟の主管において養成講習・講習検定方式により実施する。

2 講習検定会の実施要領は、「スキー秋田」等で周知する。

(検定員)

第4条 検定会は、本連盟会長から委嘱された検定員資格を有する3名が担当する。

(実施回数・会期)

第5条 検定会は、同一年度内において2回程実施することを原則とする。

2 検定会の会期は、2日間を原則とし、受検者の多少、天候の状況、その他特別の事情があるときは、これを変更することができる。

(実施要領及び認定基準)

第6条 検定会の実施要領及び認定基準は、次の号に掲げるとおり定める。

(1) 講習検定は、8時間とし、すべて集合講習とする。

(2) 講習検定は、次のカリキュラムに準じて実施し、基礎理論はレポート方式とする。

① 実技内容、6時間（講習検定含む）

導入技術の取り扱い、平地での移動技術、傾斜地での移動技術（登り方、滑走、制動技術、制動の回転技術、楽しむためのターンの組立てによる回転技術）。

②理論内容、2時間（理論テストを含む）

指導者倫理、スキー指導の安全管理、指導方法論。

（3）講習検定の評価

①実技の評価は「できる」「できない」の判定を行い、「できる」が70%以上を合格とする。

②理論の評価は、各課題のレポートを評価し、60%以上をもつて合格とする。

③準指導員受検者で不合格になった場合、認定指導員を希望する者は公認料・資格年次登録料を納めて「認定指導員」になれる。

（公認料・資格年次登録料は受検する年度の金額）

（受検資格）

第7条 受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。ただし、受検年度は、本連盟年度とする。

（1）受検年度SAJ登録会員で所属団体長の承認を得たもの。

（2）受検する年度の4月1日現在、18歳以上の者（高校生を除く）。

（3）前年度までに、級別テスト2級以上（プライズテスト含む）の資格を有している者。

（受検手続き）

第8条 受検する者は、受検願書に必要書類を添え、別に定める検定料とともに所属団体を通して、本連盟に提出しなければならない。

（認定者の手続き）

第9条 認定者には、本連盟会長から「認定指導員認定書」を交付する。

2 認定者は、別に定める公認手数料・登録料を納入しなければならない。

3 認定者は、次年度から年次登録料を会員登録と共に納付し、本連盟が主管する指導者研修会に参加するものとする。

（資格の停止）

第10条 認定指導員は、指導者研修会に2年続けて未終了の場合は、資格が停止する。

（資格停止の解除）

第11条 認定指導員の資格の停止解除は指導者研修会修了をもつて資格の停止を解除できる。

（資格の喪失）

第12条 認定指導員で、次の号に該当する者は、理事会の決定により、資格を喪失する。

（1）認定指導員として、体面を汚すような行為があったとき。

（2）年次登録料を納期まで納入しないとき。

2 認定指導員を辞任したいときはその理由を付し、所属団体長を経て、本連盟会長にその旨を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（規程の改廃）

第13条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

平成29年11月5日

改訂 令和2年12月24日

〃 令和5年6月24日